

■ 明日 11/26 「年末調整」 対応メンテナンスを実施いたします

11/26(水・夜)に令和7年の年末調整対応メンテナンスを行います。内容、注意点をご確認下さい。

●● 11/26 メンテナンスの内容

CASH サポートページ

検索

トピックス

「(給与)年末調整対応メンテナンスにつきまして」

令和7年の年末調整

令和7年度税制改正

- ① 基礎控除の見直し
- ② 給与所得控除の見直し
- ③ 特定親族特別控除の創設
- ④ 扶養親族等の所得要件の改正

税制改正のうち、年末調整にかかる内容は11/26のメンテナンスにより対応が完了いたします。

各種改正に基づいた控除額の判定・算出など、本年の年末調整作業を行うことができるようになります。

源泉徴収簿入力

<11/26 メンテナンスによる操作変更点>

年末調整控除タブに「特定親族の合計所得金額」を入力する欄が追加されます。

入力欄に特定親族（19歳以上23歳未満）の合計所得金額を登録することで控除額の判定が自動で行われます。

<通勤手当の非課税限度額の改正> ～令和7年度税制改正とは別案件

通勤手当の非課税限度額改正が11/20に施行され、対象となる社員においては2025/4月にさかのぼって適用（＝年末調整で差額を精算）する必要が生じました。

CASH RADAR PB システムでは、源泉徴収簿入力の画面上部「調整入力」ボタンで対応します。

この操作は、11/26メンテナンスを取得していない環境でも可能です。

ご確認ください ～11/26 メンテナンスでは対応しない項目

通勤手当の非課税限度額改正 (毎月の給与入力分)

11/26のメンテナンスでは対応しません。

対応メンテナンスは12/3以降の実施を予定しております。

確定次第ご案内いたします。

令和8年1月以降の給与計算

令和7年度税制改正

- ① 源泉徴収税額表の改正
- ② 源泉控除対象親族への対応

11/26のメンテナンスでは対応しません。

対応メンテナンスは2025/12/17(水・夜)を予定しております。

年末調整後の年度更新(新年度データ作成)は、この12/17メンテナンスまでは実行が制御されております。